

財産処分承認申請書等の作成の手引き

(厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準)

- 財産処分の予定が決まりましたら、処分を行う前に申請書を提出してください。包括承認事項に該当する報告も同様です。
審査に時間を要するため、遅くとも処分予定年月日の1ヶ月前には提出していただくようご協力をお願いいたします。
- 財産処分が完了したら、1ヶ月以内に完了報告書を提出してください。
- 財産処分を行う前に申請等を行わず、その後も中国四国厚生局長の指示に従わなかった場合は、補助金等の交付決定を取り消すことがあります。

厚生労働省 中国四国厚生局

令和4年3月

1. 財産処分とは

補助金等には、その交付要綱が必ずあります。交付要綱には「交付の条件」が定められており、補助金等を交付する際には、この「交付の条件」の遵守が交付決定通知書に記されています。直接、間接に限らず、国の補助金等の交付を受けようとする場合、交付要綱の中の「交付の条件」を熟知しておく必要があります。

この条件の中の一つに「財産の処分の制限」があります。

国の補助金等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に従い交付されますが、同時に、同法第22条及び同法施行令第13条、第14条において、国の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限しています。

この財産について、①補助金の交付の目的に反して使用し、②譲渡し、③交換し、④貸し付け、⑤担保に供し、⑥取り壊し又は廃棄することを「財産処分」といいます。

2. 財産処分の種類

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に示している財産処分の種類は、次のとおりです。

【**転 用**】補助財産を、補助金等の交付の目的以外で使用すること。

(注1) 「普通財産に転用したい」というご相談をお受けしますが、「普通財産」とは財産の種類のことであり、転用の目的を示すものではありません。

(注2) 施設の業務時間外の時間帯や休日に、本来の業務に支障がない範囲で一時的に別の目的に使用することは、「転用」に該当しませんので、財産処分の手続きは必要ありません。

【**譲 渡**】補助財産の所有者が替わること。

(注) 土地と建物を併せて売却する場合、形式上「有償譲渡」となりますが、建物老朽化のため土地代金のみで売却するケースが見受けられます。この場合、建物について売却代金が無料であることが分かる資料があれば「無償譲渡」となります。

【**交 換**】補助財産を、第三者が所有する財産と交換すること。

【**貸 付**】補助財産の使用者が替わること。

【**抵当権の設定**】 補助財産を担保に供すること。

(注1) 抵当権には、普通の抵当権と根抵当権の2種類がありますが、補助財産を担保に供する場合に設定できる抵当権は、普通の抵当権に限ります。 (※) それは、抵当権の設定を承認する条件が、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3により、次のようになっているからです。

(1) 補助財産を取得する際に行われるもの

(例) 住宅ローン

(2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

(例) 生活応援ローン (要保証人)

住宅ローンや生活応援ローンは、申し込み限度額の範囲内で融資を受け、その後は返済をしていくだけのものです。毎月の返済額が無理のないものであれば、抵当権の設定を承認することができます。

一方、根抵当権の代表的なものはカードローンです。借入限度額の範囲内で借入と返済を繰り返すことができるもので、財産処分の申請時に返済計画を立てることはできないので、抵当権の設定を承認することもできません。

(※) 補助財産取得時及び取得後の根抵当権設定が禁じられており、補助財産取得以前から根抵当権を設定している施設に大規模修繕等を目的とした補助金を交付することは可能です。

(注2) 社会福祉法人定款準則において、社会福祉法人がその基本財産を担保に供しようとする場合に、「独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には所轄庁 (県知事等) の承認は必要としない」旨が記載されていますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に定める承認は必要です。お忘れにならないようご注意ください。

【**取壊し**】 補助財産 (不動産) の使用を止めて、取り壊すこと。

【**廃 棄**】 補助財産 (機械器具) の使用を止めて、廃棄すること。

※補助事業等により取得した施設につき、大規模修繕工事等行う場合、財産処分の申請が必要になるかという問い合わせを多く受けますが、上記の財産処分のいずれにも当てはまらず、申請 (報告) 不要です。

なお、修繕工事を行った施設を後に処分する場合、効用の増加した財産の処分となるため、申請 (報告) が必要となります。

3. 中国四国厚生局長が承認する財産処分

厚生労働省では一般会計や特別会計により、様々な種類の補助金等を交付しており、補助事業等により取得した補助財産（不動産や機械器具）を処分する場合は、厚生労働大臣等の承認が必要です。

中国四国厚生局長が承認する補助財産の処分は、次のとおりです。

【健康福祉部健康福祉課】

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金	事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 ----- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金	事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 ----- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
保育所等整備交付金	事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 ----- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（地域介護・福祉空間整備等交付金／地域介護・福祉空間推進交付金）	事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 ----- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
次世代育成支援対策施設整備交付金	県・指定都市・中核市、市町村が事業を実施する場合 ----- 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 ----- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具 社会福祉法人等が事業を実施する場合 ----- 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 ----- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具
原爆被爆者健康診断費交付金・原爆被爆者手当交付金（適化法の対象外）	事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具

【健康福祉部医事課】

臨床研修費等補助金
事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具

上記以外の補助金等の交付を受けて取得した補助財産を処分する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となりますので、交付を受けた補助金等の本省の所管課に申請書等を提出してください。

※「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」等、基金に関する財産処分の承認は厚生局ではなく各都道府県で行い、完了報告（国庫納付金が発生する場合に限る）のみ中国四国厚生局へ提出していただきます。

※国の交付決定通知書等が保管されておらず、自治体から事業者への交付決定通知等のみ添付されているケースがあります。この場合でも承認することは可能ですが、間違いなく国が支出していることを確認する必要がありますので、決算書等確認ができる資料を添付するようにしてください。

4. 補助財産の処分制限期間

補助事業等により取得した不動産や機械器具は、補助金等の交付の目的やその財産の耐用年数を勘案して厚生労働大臣が定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣等の承認を受けないで処分することができません（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項第2号。）。この期間のことを「処分制限期間」といいます。

現在の処分制限期間は、次により定められています。

厚生労働省告示第384号（平成20年7月11日） 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」
--

補助金等の交付の目的に従って、不動産や機械器具を上記告示に定める期間以上使用しなければ（補助事業を行わなければ）、補助財産を処分するにあたっては厚生労働大臣等の承認が必要となります。

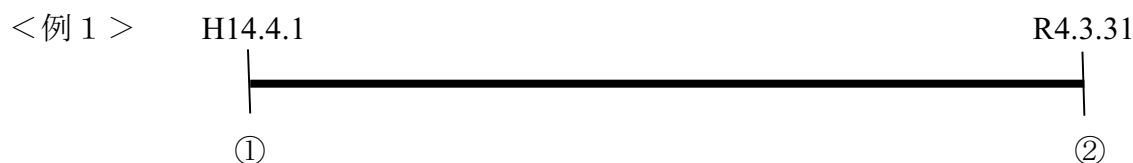
【ご注意】

原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象外であることから、上記告示にはこの交付金の名称が記されておりません。しかしながら、交付要綱に「厚生労働大臣が定める期間を経過するまで・・・」とありますので、処分制限期間については上記告示を準用することとなります。

5. 経過年数

補助事業等により取得した不動産や機械器具を、補助目的のために使用した期間のことを「経過年数」といいます。この経過年数が「3. 処分制限期間」に満たない場合は、補助財産を処分するにあたって厚生労働大臣等の承認が必要となります。

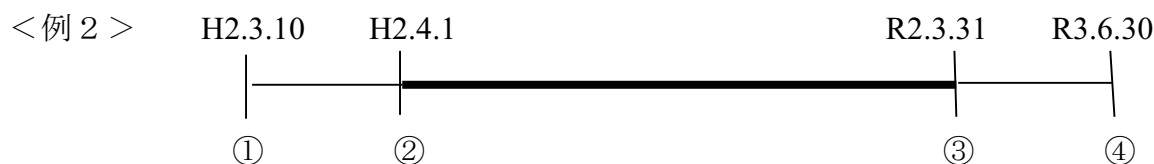
以下に、経過年数の考え方を示します。（黒太線部分が経過年数）



①：補助財産の取得、補助事業の開始

②：補助目的の事業の取り止め、補助財産の取り壊し

経過年数は20年となります。（2002.4～2022.3）



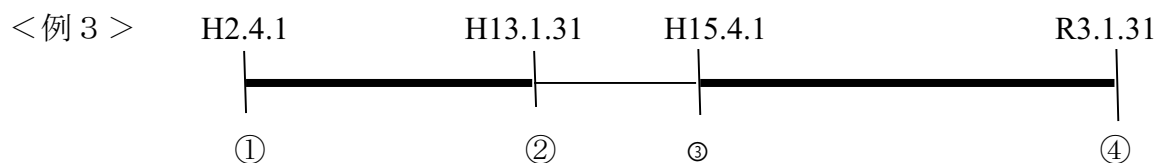
①：補助財産の取得

②：補助目的の事業の開始

③：補助目的の事業の取り止め

④：補助財産の取り壊し

経過年数は30年となります。（1990.4～2020.3）



①：補助財産の取得

②：補助目的の事業を一時休止

③：補助目的の事業を再開

④：補助目的の事業の取り止め、補助財産の取り壊し

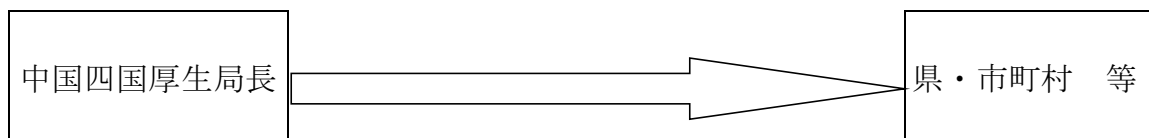
経過年数は28年となります。

（1990.4～2001.1、2003.4～2021.1）

※事業実施期間は28年8ヶ月だが、1年未満は切り捨て

6. 補助事業者と間接補助事業者

【直接補助】



- 補助事業を行おうとする県・市町村等に対し、直接補助金等を交付します。この、直接補助金等の交付を受ける者のことを「補助事業者」といいます。
- 交付決定は、次により通知されます。

<p>令和〇〇年度保健衛生施設等設備整備費 国庫補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">△△県</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日△△第□□号で申請のあった令和〇〇年度▽▽ 国庫補助金については、<u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定により</u>、次のとおり交付することに決定したので <u>同法第8条の規定により通知する。</u></p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">中国四国厚生局長 〇〇 〇〇</p> <p>(以下、省略)</p>
--

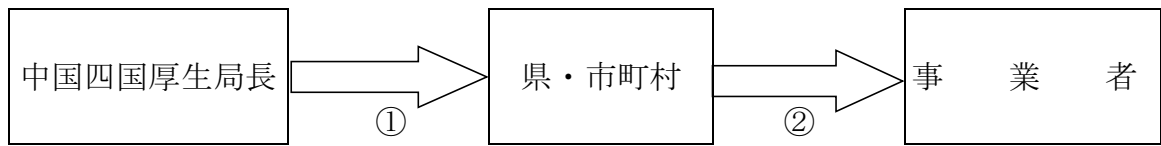
(注意)

「△△県」が「〇〇法人〇〇会」に、「中国四国厚生局長 〇〇 〇〇」が「〇〇県知事」になることがあります。これは、中国四国厚生局長が県知事に交付決定の通知を依頼したもので、これも直接補助に該当します。

- 県・市町村等が補助財産を処分しようとするときは、中国四国厚生局長に直接申請します。

※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく申請

【間接補助】



- ①県・市町村の補助事業に対し中国四国厚生局長が補助金等を交付します。
- ②県・市町村は、交付を受けた補助金等を財源の一部又は全部として、事業者に対し補助金を交付します。
- 県・市町村を「補助事業者」、事業者を「間接補助事業者」といいます。
- 交付決定は、次により通知されます。
 - (1) 中国四国厚生局→県・市町村
補助事業者に対する補助金等の交付決定ですので、直接補助の場合と同じです。
 - (2) 県・市町村→事業者

<p>令和〇〇年度△△県社会福祉施設等施設整備費 補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">□□会</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日△△第□□号で申請のあった令和〇〇年度▽▽補助金については、<u>△△県補助金等交付規則第〇条の規定により</u>、次のとおり交付することに決定したので、<u>同規則第〇条の規定により通知する。</u></p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">△△県知事 〇〇 〇〇</p> <p>(以下、省略)</p>
--

- 事業者が補助財産を処分しようとするときは、県・市町村に申請し、その申請を受けた県・市町村が中国四国厚生局長に申請します。
 - (1) 事業者→県・市町村
県・市町村の補助金等交付規則に基づく申請
 - (2) 県・市町村→中国四国厚生局
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第3項の規定により付した条件に基づく申請

- 事業者が財産処分を行う場合、財産処分予定年月日までに県知事（市町村長）による財産処分の承認が必要です。財産処分の予定がある場合は、早めに県・市町村に承認申請を行うよう、県・市町村から事業者に対しご指導をお願いします。

また、申請書に添付しなければならない書類につきましても、以下に示す例示を参考に、早めの準備についても併せてご指導をお願いします。

7. 財産処分承認申請書・報告書

中国四国厚生局に提出される申請書等で、頻度が多いものについて例示します。申請書等の作成上の留意点については、別紙で解説します。

(1) 財産処分承認申請書（別紙様式1）

- ケース1 平成10年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金
（厚生大臣 → ○○県 → 社会福祉法人A会）
- | | |
|-----------|--------------|
| 国庫負担（補助）額 | 30,000,000円 |
| 県の補助額 | 15,000,000円 |
| 総事業費 | 500,000,000円 |
- 施設名 養護老人ホーム「こうせいきよく」
所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
施設種別 養護老人ホーム（定員100名）
建物構造 鉄骨造（骨格材の肉厚4mm超）
建物延面積 3,000㎡
処分の内容 ユニット型の特別養護老人ホームに建て替え（取壊し）
補助事業開始年月日 平成11年4月1日
財産処分予定年月日 令和3年10月1日
- ケース2 平成19年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
（中国四国厚生局長 → ○○市 → （有）B開発）
- | | |
|-------|---------------|
| 交付金の額 | 15,000,000円 |
| 市の補助額 | （15,000,000円） |
| 総事業費 | 25,000,000円 |
- 施設名 小規模多機能居宅介護「こうせいきよく」
所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
施設種別 小規模多機能型居宅介護（定員20名）
建物構造 鉄筋コンクリート造（既存の建物を改修）
建物延面積 260㎡
処分の内容 社会福祉法人C福祉会に1,600万円の有償譲渡
補助事業開始年月日 平成20年2月1日
財産処分予定年月日 令和4年2月1日

ケース3 平成25年度 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
 (中国四国厚生局長 → ○○県 → 社会福祉法人D会)

国庫補助額	23,000,000円
県の補助額	11,500,000円
総事業費	55,000,000円

施設名 就労継続支援「こうせいきょく」
 所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
 施設種別 就労継続支援B型事業所(定員40名)
 建物構造 鉄骨造(骨格材の肉厚4mm超)
 建物延面積 400㎡(処分に係る面積は200㎡)
 処分の内容 就労継続支援B型事業所の一部を倉庫(就労継続支援とは無関係)に転用

補助事業開始年月日 平成26年4月1日
 財産処分予定年月日 令和3年10月1日

ケース4 令和元年度 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
 (中国四国厚生局長 → ○○県 → 医療法人E会)

国庫補助額	1,080,000円
県の補助額	1,080,000円
総事業費	2,200,000円

施設名 こうせいきょく病院
 所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
 設備種別 医療機器(人工呼吸器)
 処分の内容 医療法人F会に無償譲渡(同一事業を10年以上継続)

補助事業開始年月日 令和2年2月1日
 財産処分予定年月日 令和3年10月1日

ケース5 平成18年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
 (中国四国厚生局長 → ○○町 → NPO法人G)

交付金の額	15,000,000円
町の補助額	(15,000,000円)
総事業費	20,000,000円

施設名 小規模多機能居宅介護「ちゅうごく」
 所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
 施設種別 小規模多機能型居宅介護(定員10名)
 建物構造 鉄筋コンクリート造
 (町が所有する廃校舎をGに賃貸し、Gが補助金により

施設整備)

建物延面積 480 m²
処分の内容 ○○町に無償譲渡
補助事業開始年月日 平成19年3月1日
事業廃止年月日 令和3年6月1日
財産処分予定年月日 令和3年12月1日

(2) 財産処分報告書 (包括承認事項: 別紙様式2)

ケース6 昭和63年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担 (補助) 金
(厚生大臣 → H市)

国庫負担 (補助) 額 15,000,000円
総事業費 25,000,000円

施設名 H市立こうせい保育所
所在地 ○○県H市○○町△丁目△番△号
施設種別 保育所 (定員60名)
建物構造 鉄筋コンクリート造
建物延面積 300 m²
処分の内容 社会福祉法人I福祉会に無償譲渡
補助事業開始年月日 平成元年4月1日
財産処分予定年月日 令和4年4月1日

ケース7 昭和54年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担 (補助) 金
(厚生大臣 → J市)

国庫負担 (補助) 額 15,000,000円
総事業費 25,000,000円

施設名 J市立こうせいきよく保育園
所在地 ○○県J市○○町△丁目△番△号
施設種別 保育所 (定員60名)
建物構造 鉄筋コンクリート造
建物延面積 300 m²
処分の内容 老朽化による取壊し
補助事業開始年月日 昭和55年4月1日
事業廃止年月日 令和3年3月31日
財産処分予定年月日 令和3年10月1日

ケース8 平成10年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担 (補助) 金
(厚生大臣 → ○○県 → 社会福祉法人K会)

国庫負担 (補助) 額 30,000,000円
県の補助額 15,000,000円
総事業費 500,000,000円

施設名 養護老人ホームこうせいきよく

所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
施設種別 養護老人ホーム（定員100名）
建物構造 鉄骨造り（骨格材の肉厚4mm超）
建物延面積 3,000㎡
処分の内容 倉庫（30㎡）を居宅介護支援事業所に転用
補助事業開始年月日 平成11年4月1日
財産処分予定年月日 令和3年10月1日

8. 財産処分完了報告書

中国四国厚生局長が承認した財産処分については、財産処分の完了から1ヶ月以内に、別紙様式3により財産処分完了報告の提出を求めています。（包括承認事項に該当し、別紙様式2により財産処分を報告したものを除く。）

以下に、財産処分の種類ごとに、財産処分完了報告書に添付する書類を例示します。

【転用】

- ・ 転用前後の建物平面図及び写真
- ・ 転用することにより地方自治体に届け出を行った書類の写し
（例）転用前の事業の廃止届、転用後の事業の指定書 等

【譲渡】

- ・ 譲与（売買）契約書（無償譲渡、有償譲渡が分かるもの）
- ・ 建物の登記簿（所有権の移転が確認できるもの）

【貸付】

- ・ 貸借契約書
（有償貸付については、貸付期間の賃貸借料を確認出来るもの）

【取り壊し】

- ・ 取り壊し後の写真
- ・ 建物の登記簿（取り壊しが確認できるもの）

【廃棄】

- ・ 廃棄した財産の写真
- ・ 廃棄の過程がわかるもの
（例）契約書、写真、業者の引き取り書（写し） 等

【抵当権の設定】

- ・ 建物の登記簿（抵当権の設定の事実がわかるもの）

9. 国庫返納手続

有償譲渡・有償貸付を行う場合や、経過年数が10年未満の施設に対する転用等の財産処分で国庫返納が生じる場合、以下の手続を経ることになります。

【直接補助の場合】

- (1) 財産処分完了後1ヶ月以内に、中国四国厚生局へ完了報告を提出する。
- (2) 完了報告提出後、予算措置等、返納に必要な準備を行い、準備が整ったら厚生局へ連絡する。
※完了報告提出時点で予算措置等が完了している場合、郵送の際その旨記載したメモを同封することで足りる。間接補助の場合も同様。
- (3) 厚生局から補助事業者へ国庫納付通知を送付。同時に、補助事業者の所在する県の会計部局に、補助事業者を債務者とした債権発生通知（履行期限は施行日より20日以内）を送付する。
- (4) 県は上記履行期限内で納入告知書を発行し、補助事業者へ送付する。
- (5) 補助事業者が納入告知書により一括納付する。厚生局へ納付済連絡は不要。

【間接補助の場合】

- (1) 財産処分完了後速やかに、間接補助事業者（市町村・法人等）が補助事業者（県・市町村）へ完了報告を提出する。
- (2) 補助事業者が処分から1ヶ月以内に、中国四国厚生局へ完了報告を提出する。
- (3) 完了報告提出後、予算措置等、返納に必要な準備を行い、準備が整ったら厚生局へ連絡する。
- (4) 厚生局から補助事業者へ国庫納付通知を送付。同時に、補助事業者の所在する県の会計部局に、補助事業者を債務者とした債権発生通知（履行期限は施行日より20日以内）を送付する。
※債務者はあくまで補助事業者であることに留意すること。間接補助事業者から直接国へ納付させるわけではない。（3）の時点で、間接補助事業者から補助事業者への支払が行われていることが望ましい。
- (5) 県は上記履行期限内で納入告知書を発行し、補助事業者へ送付する。
- (6) 補助事業者が納入告知書により一括納付する。厚生局へ納付済連絡は不要。

- ※ 補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、自己資金による取得と同一視できます。よって、全額納付後に転用等の財産処分を行う場合でも、厚生局へ申請をする必要はありません。
- ※ 補助金を受けて整備された施設が複数の事業を実施している場合で、そのうち1つの事業を廃止するにあたって国庫返納が必要なときは、面積按分等を用いてその事業の補助額を算出し、それを基礎として返納額を計算します。

ケース 1

別紙様式 1

〇〇県高齢発第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 県 知 事

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金により取得した養護老人ホーム
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）**第 7 条第 3 項**の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

間接補助の場合。
直接補助の場合は第 22 条。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
〇〇県	社会福祉法人A会	養護老人ホーム 「こうせいきょく」		〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
養護老人ホーム	鉄骨造(骨格材の 肉厚4mm超)	3,000㎡	3,000㎡	100名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
30,000,000円	30,000,000円	500,000,000円	平成10年度	34年	22年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
ユニット型の特別養護老人ホームに建て替える。				令和3年10月1日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法(いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→(②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→(②ア〜ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

【解説】

この事例は、平成10年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した養護老人ホームを、ユニット型の特別養護老人ホームに建て替えるため、補助を受けた養護老人ホームを取り壊す申請です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇県が補助事業者で、社会福祉法人A会が間接補助事業者です。

建物構造：鉄骨造の場合、その骨格材の肉厚により処分制限期間が異なります。鉄骨造の建物を処分する場合は、その骨格材の肉厚まで確認してください。

国庫補助額等：社会福祉施設等施設整備費は社会福祉施設等設備整備費とセットで交付されていることが多々あります。財産処分承認申請の際、国庫補助額や総事業費について、施設整備費と設備整備費が合算し記載されるケースがみられますが、施設の処分の場合、施設のみ为国庫補助額や総事業費を記載するようにしてください。

処分制限期間：この事例は、鉄骨造（骨格材の肉厚4mm超）の養護老人ホームですので、34年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから取り壊しを始める日の前日までが経過年数です。

平成11年4月1日に開始し令和3年10月1日に取り壊しを始めますので、1年未満の月数は切り捨てて、経過年数は22年になります。

経緯及び処分の理由：このケースは、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の2（1）②ウにより承認されるものですので、この事業に係る社会資源がその地域において充足していることが前提です。処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認の上、記載してください。なお、地方公共団体の判断を尊重することとされておりますので、充足を証明するための書類までは特に必要ありません。

また、本件は処分制限期間34年のところ22年経過しているため、財産処分承認基準第3の2（1）⑤イにも該当する可能性があります。両方の要件に当てはまる場合、明らかに老朽化がみられるケースであれば、第3の2（1）⑤イで申請してください。

添付書類についての留意事項

- （1）対象施設の平面図、写真（老朽化の場合は老朽化が分かる写真）を添付してください。平面図は、全体の面積及び処分に係る面積が分かるものをお願いします。
- （2）この事例は間接補助事業ですので、社会福祉法人A会が〇〇県に提出した財産処分承認申請書の写しを添付してください。
- （3）施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、県が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類が保管されていない場合は、実績報告書に代えて、建物の登記簿等、確認できるものを添付していただければ足ります。
- （4）国庫補助額、総事業費を確認する書類については、間接補助の場合、交付決定通知書（国→県）や確定通知書（国→県）から財産処分対象の施設を特定することは困難な場合があります。県が国に提出した事業実績報告書が添付書類として最も適していますが、保管されていない場合は、施設毎の国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、県の決算書や事業年報でも構いません。

ケース 2

別紙様式 1

〇〇市高齢発第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 市 長 印

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により取得した小規模多機能型居宅介護施設に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
〇〇市	(有) B開発	小規模多機能居宅介護「こうせいきよく」		〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
小規模多機能型 居宅介護	鉄筋コンクリート 造	260㎡	260㎡	20名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
15,000,000円	15,000,000円	25,000,000円	平成19年度	47年	14年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
社会福祉法人C福祉会に有償譲渡する。				令和4年2月1日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法(いずれかに○)			
16,000,000円	21,550,000円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→(②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→(②ア〜ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

【解説】

この事例は、平成19年度に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護施設を、(有) B開発が社会福祉法人C福祉会に有償譲渡する申請です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇市が補助事業者で、(有) B開発が間接補助事業者です。

処分制限期間：この事例は、鉄筋コンクリート造の既存の建物を改修したものです。処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び同法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定めたものですので、建物が新築であっても改修されたものであっても、処分制限期間に違いはありません。

仮に既存の建物が昭和49年2月1日に建設されたものだとすると、令和4年2月1日の譲渡時点で建設から48年経過しておりますが、これをもって処分制限期間が経過したということにはならず、申請が必要です。

経過年数：補助目的の事業を開始してから譲渡する日の前日までが経過年数です。平成20年2月1日に開始し令和4年2月1日に譲渡しますので、処分予定年月日の時点での経過年数は14年になります。

経緯及び処分の理由：

この事例は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第4の1(2)①ア(ア)により承認されるものです。(この事業に係る社会資源がその地域において充足していることが前提)

財産処分納付金額：

財産処分納付金額は、譲渡額を基礎として算定しますが、上限額は残存年数納付金額となります。

譲渡額を基礎として算定した額

①譲渡額×(国庫補助額÷総事業費) = 9,600,000円

残存年数納付金額(上限額)

②国庫補助額×((処分制限期間-経過年数)÷処分制限期間)
= 10,531,914円(小数点切り捨て)

①と②の内、安価な額が財産処分納付金の額となります。

添付書類についての留意事項

(1) 対象施設の平面図、写真を添付してください。平面図は、全体の面積及び処分に係る面積が分かるものをお願いします。

※記入要領では、「対象施設の全部を譲渡する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない」とされていますが、面積の確認等に使用しますので、添付をお願いします。

(2) この事例は間接補助事業ですので、(有) B開発が〇〇市に提出した財産処分承認申請書の写しを添付してください。

(3) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、県が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類が保管されていない場合は、実績報告書に代えて、建物の登記簿等、確認できるものを添付していただければ足ります。

(4) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、間接補助の場合、交付決定通知書(国→市)や確定通知書(国→市)から財産処分対象の施設を特定することは困難な場合があります。市が国に提出した事業実績報告書が添付書類として最も適していますが、保管されていない場合は、施設毎の国庫補助額や国庫補助対

- 象の総事業費が特定できる場合に限り、市の決算書や事業年報でも構いません。
- (5) 申請の時点で売買契約が締結されていない場合は売買契約書の案を、売買契約が締結されている場合は契約書の写しを添付してください。

ケース 3

別紙様式 1

〇〇県障発第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 県 知 事

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により取得した就労継続支援事業所に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
〇〇県	社会福祉法人D会	就労継続支援 「こうせいきょく」		〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
就労継続支援B型 事業所	鉄骨造(骨格材の 肉厚4mm超)	200㎡	400㎡	40名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
11,500,000円	23,000,000円	55,000,000円	平成25年度	34年	7年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
就労継続支援B型事業所の一部を倉庫に転用。				令和3年10月1日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法(いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→(②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→(②ア〜ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ② 第4の2

【解説】

この事例は、平成25年度に社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付を受けて整備した就労継続支援B型事業所について、施設の一部を倉庫（就労継続支援とは無関係）に転用する申請です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇県が補助事業者で、社会福祉法人D会が間接補助事業者です。

処分制限期間：この事例は、鉄骨造（骨格材の肉厚4mm超）の就労継続支援事業所ですので、34年になります。

経過年数：平成26年4月1日に開始し令和3年10月1日に一部転用するので、1年未満の月数は切り捨てて、経過年数は7年になります。

国庫補助相当額：施設の一部転用のため、転用を行う部分についての国庫補助額を算出する必要があります。一般的に面積按分で計算され、本件でも

国庫補助額全体×（処分に係る面積÷全体面積）で算出しています。

※単純な面積按分で算出するのが困難な場合は事前にご相談ください。

財産処分納付金額：

この事例は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第4の2により承認されるもので、納付金額は残存年数納付金額となります。また、施設の全部を転用するわけではないため、納付金額は転用する部分に応じて計算されることとなります。

処分に係る国庫補助額×{（処分制限期間－経過年数）÷処分制限期間}
＝9,132,352円（小数点切り捨て）

※上記金額を納付した場合、転用した倉庫部分については自己資金による取得と同視されるため、倉庫を再度転用する場合でも当局への申請は不要です。なお、転用をしていない就労継続支援B型事業所部分を転用する場合は、当然申請が必要となりますのでご留意ください。

添付書類についての留意事項

- (1) 対象施設の平面図、写真を添付してください。平面図は、全体の面積及び処分に係る面積が分かるものをお願いします。本件は転用のため、平面図に色付けする等して、転用する場所と転用する面積を明示するようにしてください。
- (2) この事例は間接補助事業ですので、社会福祉法人D会が〇〇県に提出した財産処分承認申請書の写しを添付してください。
- (3) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、県が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類が保管されていない場合は、実績報告書に代えて、建物の登記簿等、確認できるものを添付していただければ足ります。
- (4) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、間接補助の場合、交付決定通知書（国→県）や確定通知書（国→県）から財産処分対象の施設を特定することは困難な場合があります。県が国に提出した事業実績報告書が添付書類として最も適していますが、保管されていない場合は、施設毎の国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、県の決算書や事業年報でも構いません。

ケース 4

別紙様式 1

〇〇県健康発第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 県 知 事 印

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金により取得した医療機器
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 **無償譲渡** 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
〇〇県	医療法人E会	こうせいきょく 病院	〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
医療機器 (人工呼吸器)	/	/	/	/	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
1,080,000 円	1,080,000 円	2,200,000 円	令和元年度	5年	1年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の補助を受けて整備した人工呼吸器を医療法人F会に譲渡し、同一事業を4年以上継続する。				令和3年10月1日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有 **無**)

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ア~ウ ②エ ③ **④** ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

【解説】

この事例は、令和元年度に保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の交付を受けて整備した医療機器（人工呼吸器）を、医療法人E会が医療法人F会に譲渡する申請です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇県が補助事業者で、医療法人Eが間接補助事業者です。

処分制限期間：この事例は、医療機器（その他のもの その他のもの その他のもの）に該当することから、5年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから譲渡する日の前日までが経過年数です。令和2年2月1日に開始し令和3年10月1日に譲渡しますので、1年未満の月数は切り捨てて、経過年数は1年になります。

経緯及び処分の理由：

この事例は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の2（1）④により承認されるものです。同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡ですが、このケースの場合、残りの処分制限期間分（今回のケースでは、5年－1年＝4年）について事業が継続されれば問題ありません。

添付書類についての留意事項

- （1）対象設備の写真を添付してください。
- （2）この事例は間接補助事業ですので、E会が〇〇県に提出した財産処分承認申請書の写しを添付してください。
- （3）国庫補助額、総事業費を確認する書類については、確定通知書に加え、県が厚生局に提出した事業実績報告書の内、処分しようとする補助財産が特定できる部分を併せて添付してください。
- （4）申請の時点で譲渡契約が締結されていない場合は契約書の（案）を、譲渡契約が締結されている場合は契約書の写しを添付してください。本件ではF会による事業の継続を前提として承認しますので、F会が4年以上事業を継続する旨を契約書に盛り込むか、別途確約書を作成して添付してください。

ケース5

別紙様式1

〇〇町高齢発第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 町 長 印

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により取得した小規模多機能型居宅介護施設に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 **無償譲渡** 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

① 補助事業者	② 間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③ 施設名	④ 所在地		
〇〇町	NPO法人G	小規模多機能居宅介護「ちゅうごく」	〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号		
⑤ 施設(設備)種別	⑥ 建物構造	⑦ 処分に係る建物延面積	⑧ 建物延面積の全体	⑨ 定員	
小規模多機能型 居宅介護	鉄筋コンクリート造	480㎡	480㎡	10名	
⑩ 国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪ 国庫補助額全体	⑫ 総事業費	⑬ 国庫補助年度	⑭ 処分制限期間	⑮ 経過年数
15,000,000円	15,000,000円	20,000,000円	平成18年度	47年	14年
⑯ 処分の内容				⑰ 処分予定年月日	
NPO法人Gが〇〇町に「ちゅうごく」を無償譲渡する。				令和3年12月1日	
⑱ 譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲ 評価額	⑳ 評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有 **無**)

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ア〜ウ **②エ** ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1) 地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2) 地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

【解説】

この事例は、平成18年度に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護施設を、NPO法人Gが〇〇町に無償譲渡する申請です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇町が補助事業者で、NPO法人Gが間接補助事業者です。

処分制限期間：鉄筋コンクリート造の既存の建物を改修したものですので、処分制限期間は47年となります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから、事業を廃止した日までが経過年数です。平成19年3月1日に開始し令和3年6月1日に事業を廃止しているので、処分予定年月日に関係なく経過年数は14年になります。

処分の内容：この事例は、町が所有者である既存の廃校舎をNPO法人Gに賃貸し、Gがその建物を改修し、小規模多機能型居宅介護施設として整備したものです。そのため、建物の所有権自体は町にあります。補助金を受けて建物に付属させた一式の所有権はGにあることとなります。よって、Gから町への事業全体を無償譲渡するという関係が成立します。

本件は財産処分承認基準第3の2(1)②エにより承認されるものであり、第3の2(3)①によればこの場合は再処分の条件を付されないため、譲渡を受けた町が再度別事業者建物を賃貸する場合にも、財産処分承認申請は不要です。

添付書類についての留意事項

(1) 対象施設の平面図、写真を添付してください。平面図は、全体の面積及び処分に係る面積が分かるものをお願いします。

※記入要領では、「対象施設の全部を譲渡する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない」とされていますが、面積の確認等に使用しますので、添付をお願いします。

(2) この事例は間接補助事業ですので、G法人が〇〇町に提出した財産処分承認申請書の写しを添付してください。

(3) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、町が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類が保管されていない場合は、実績報告書に代えて、建物の登記簿等、確認できるものを添付していただければ足りる。

(4) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、間接補助の場合、交付決定通知書(国→町)や確定通知書(国→町)から財産処分対象の施設を特定することは困難な場合があります。町が国に提出した事業実績報告書が添付書類として最も適していますが、保管されていない場合は、施設毎の国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、県の決算書や事業年報でも構いません。

(5) 申請の時点で譲渡契約が締結されていない場合は契約書の(案)を、譲渡契約が締結されている場合は契約書の写しを添付してください。

ケース 6

別紙様式 2

H市子育て発第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

H 市 長

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金により取得した保育所
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
22条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
H市		H市立 こうせい保育所		〇〇県H市〇〇町△丁目 △番△号	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
保育所	鉄筋コンクリート造	300㎡	300㎡	60名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限 期間	⑮経過年数
15,000,000円	15,000,000円	25,000,000円	昭和63年度	47年	33年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
社会福祉法人I福祉会に譲渡し、同一定員で同一事業を継続。				令和4年4月1日	

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、昭和63年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した保育所を、H市が社会福祉法人I福祉会に無償譲渡する報告です。

※注意しなければならない事項

補助事業者：H市が補助事業者です。

処分制限期間：この事例は、鉄筋コンクリート造の保育所ですので、47年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから譲渡する日の前日までが経過年数です。

平成元年4月1日に開始し令和4年4月1日に譲渡しますので、処分予定年月日の時点での経過年数は33年になります。

添付書類

様式2の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- (1) 対象施設の平面図、写真を添付してください。平面図は、全体の面積及び処分に係る面積が分かるものをお願いします。

※記入要領では、「対象施設の全部を譲渡する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない」とされていますが、面積の確認等に使用しますので、添付をお願いします。

- (2) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、市が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類がH市に保管されていない場合は、譲渡契約書や保育所設置条例など、これらを証明できる書類を添付してください。
- (3) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、交付決定通知書や確定通知書を添付することとなっていますが、これらが保管されていない場合は、国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、市の決算書や事業年報でも構いません。
- (4) 報告の時点で譲渡契約が締結されていない場合は契約書（案）を、譲渡の仮契約が締結されている場合は契約書の写しを添付してください。また、公立保育所を廃止する場合は条例改正（廃止）の議決書を添付してください。公的財産を譲渡しようとする場合、議会の承認が必要となることがありますので、財産の譲渡について議会が承認した議決書も併せて添付してください。
- (5) このケースでは無償譲渡が包括承認事項に該当するため、再処分の条件が付されません。そのため、社会福祉法人が譲渡を受けた建物につき有償譲渡する等、新たな財産処分を行う場合でも、国への申請は不要です。

ケース7

別紙様式2

J市子育て発第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

J市長 印

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金により取得した保育所
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
22条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
J市		J市立 こうせいきょく保育園		〇〇県J市〇〇町△丁目 △番△号	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
保育所	鉄筋コンクリート造	300㎡	300㎡	60名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
15,000,000円	15,000,000円	25,000,000円	昭和54年度	47年	40年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
老朽化による取り壊し。				令和3年10月1日	

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、昭和54年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した保育所を、取り壊す報告です。

※注意しなければならない事項

補助事業者：J市が補助事業者です。

処分制限期間：この事例は、鉄筋コンクリート造の保育所ですので、47年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから補助事業を廃止した日までが経過年数です。昭和55年4月1日に開始し令和3年3月31日に事業を廃止していますので、処分予定年月日に関係なく、経過年数は41年になります。

その他：このケースは、保育所を廃止してから半年後に取り壊す旨の報告です。補助財産の有効利用等の観点から、本来であれば保育所の廃止を決めた時点で補助財産の処分についても併せて決めておくべきですが、それが困難な場合もあるかと思えます。廃止から具体的な処分まで時間がかかりそうという場合は事前にご相談ください。

添付書類についての留意事項

- (1) 対象施設の平面図、写真を添付してください。平面図は、全体の面積及び処分に係る面積が分かるものをお願いします。
- (2) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、J市が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類がJ市に保管されていない場合は、保育所設置条例（処分しようとする保育所が廃止される前のもの）など、これらを証明できる書類を添付してください。
- (3) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、交付決定通知書や確定通知書を添付することとなっていますが、これらが保管されていない場合は、国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、J市の決算書や事業年報でも構いません。
- (4) 保育所の廃止に伴う保育所設置条例の改正（廃止）議案の議決書を添付してください。

ケース 8

別紙様式 2

〇〇県高齢発第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 県 知 事 印

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金により取得した養護老人ホーム
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
〇〇県	社会福祉法人K会	養護老人ホーム こうせいきょく		〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
養護老人ホーム	鉄骨造(骨格材の 肉厚4mm超)	30㎡	3,000㎡	100名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
300,000円	30,000,000円	500,000,000円	平成10年度	34年	22年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
倉庫(30㎡)を居宅介護支援事業所に転用する。				令和3年10月1日	

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)
- ・老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例 2(3)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、平成10年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した養護老人ホームの一部（倉庫）を居宅介護支援事業所に転用する報告です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇県が補助事業者で、社会福祉法人K会が間接補助事業者です。

建物構造：鉄骨造の場合、その骨格材の肉厚により処分制限期間が異なります。鉄骨造の建物を処分する場合は、その骨格材の肉厚まで確認してください。

国庫補助額等：この事例は、建物の一部を転用する財産処分です。建物全体を処分する場合、報告書の⑩国庫補助相当額（処分に係る部分の額）と⑪国庫補助額全体は同額になりますが、一部を処分する場合は、⑪国庫補助額全体を面積で按分します。

⑪国庫補助額全体×（⑦処分に係る建物延面積×⑧建物延面積の全体）
により計算します。

処分制限期間：この事例は、鉄骨造（骨格材の肉厚4mm超）の養護老人ホームですので、34年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから転用する日の前日までが経過年数です。

平成11年4月1日に開始し令和3年10月1日に転用しますので、1年未満の月数は切り捨てて、経過年数は22年になります。

承認基準：承認基準において、包括承認事項（報告によるみなし承認）は、災害等による取り壊しに該当する事例以外は、地方公共団体が行う財産処分（10年経過後の転用、無償譲渡など）に限定されていますが、この事例は、老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例により、包括承認事項として取り扱うものです。様式2の報告書の様式に、この特例に関する事項はあらかじめ記載されていませんので、特例により財産処分を報告する場合は特例に定められた事項を記載してください。

添付書類についての留意事項

- (1) 対象施設の平面図、写真を添付してください。平面図は、全体の面積及び処分に係る面積が分かるものをお願いします。本件は転用のため、平面図に色付けする等して、転用する場所と転用する面積を明示するようにしてください。
- (2) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、市が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類がH市に保管されていない場合は、譲渡契約書や保育所設置条例など、これらを証明できる書類を添付してください。
- (3) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、間接補助の場合、交付決定通知書（国→県）や確定通知書（国→県）から財産処分対象の施設を特定することは困難な場合があります。県が国に提出した事業実績報告書が添付書類として最も適していますが、これが保管されていない場合は、施設毎の国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、県の決算書や事業年報でも構いません。